

取引業者様への誓約書の提出のお願い

取引業者 様

令和 2 年 8 月 1 日
統括管理責任者
(栃木県農業試験場次長兼管理部長)

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

当场では、国又は国の所管する独立行政法人から配分される公的研究費を活用し、研究活動に取り組んでおりますが、平成 26 年 2 月 18 日に文部科学省において「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）が改正され、不正を事前に防止するための適正な運営・管理活動の一つとして、「取引業者に誓約書等の提出を求める」ことを要請されております。

今般、当场では当該要請に基づき、前年度の公的研究費にかかる納入実績が 100 万円以上の業者様から誓約書の提出を求めることといたしました（栃木県農業試験場における公的研究費の運営管理規程第 16 条）。

今後、当场との契約締結にあたっては、誓約書の提出を前提条件とさせていただきますので、何卒御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

※「栃木県農業試験場における公的研究費の運営管理規程」は、以下の URL から参照することができます。

<http://pref.tochigi.lg.jp/cms8341/g59/documents/2unneikanrikitei.pdf>

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」は、以下の URL から参照することができます。

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/__icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf

敬具